

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： 総務監査課

許認可等の名称	生きがい活動センター使用料減免																						
根拠法令等の条項	豊田市下山保健福祉センター条例第11条2項																						
法令等の定め 又は概要	(使用料) 第11条 生きがい活動センターの利用者は、許可を受けたときにおいて、別表に定める使用料を納付しなければならない。  別表(第6条、第10条、第11条関係)  生きがい活動センター使用料																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>9:00~13:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>17:00~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">弓道場</td> <td>大人</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>専用利用</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>			区分	使用料(円)			9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00	和室	700	700	700	弓道場	大人	200	300	小人	100	150	専用利用	1,000
区分	使用料(円)																						
	9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00																				
和室	700	700	700																				
弓道場	大人	200	300																				
	小人	100	150																				
	専用利用	1,000	1,500																				
	備考  1 「小人」とは、中学生以下の者をいう。  2 営利又は宣伝を目的とする場合の施設利用料金及び使用料は、当該施設利用料金及び使用料の3倍の額とする。  2 市長は、公益上必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。																						

<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p>	<p>豊田市下山保健福祉センター条例第 11 条 2 項の「公益上必要があると認めるとき」について、下記の条件に該当する者の使用料を減免とする。</p> <p>1 減免の適用の前提条件 豊田市下山保健福祉センター管理規則</p> <p>第 7 条 条例第 10 条第 8 項の市長が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉増進のため活動する市民又は団体の市長の許可を受けたものがその事業活動の一環として利用する場合 全額</p> <p>(2) 市内の学校等の児童又は生徒が教育活動の一環として利用する場合 全額</p> <p>※施設設置当初から無料使用を前提とされた団体等が施設本来の目的で利用する場合 全額</p> <p>2 減免の基準 (規則第 7 条第 1 号関係)</p> <p>○地域団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区区長会</li> <li>・ 地区コミュニティ会議</li> <li>・ 地域会議</li> </ul> <p>○福祉・保健関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (社福) 豊田市社会福祉協議会</li> <li>・ (社) 豊田市シルバー人材センター</li> <li>・ 地区民生委員児童委員協議会</li> <li>・ 豊田市身障協会</li> <li>・ 地区遺族会</li> <li>・ ボランティア連絡協議会</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官公庁、交流館等</li> <li>・ 地区子ども会育成連絡協議会</li> <li>・ 地区老人クラブ連合会</li> <li>・ 小学校、中学校、幼稚園の P T A 及び保育園父母の会</li> </ul>
<p>標準処理期間</p>	<p>即日</p>